

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2024年度)

様式

作成日 2024/10/24

最終更新日 2024/10/24

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2024年10月24日
国立大学法人名		政策研究大学院大学
法人の長の氏名		大田 弘子
問い合わせ先		組織マネジメント課総務担当 (03-6439-6018 somu@grips.ac.jp)
URL		https://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijouhou_3/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		【総評】 本報告書は、本学の国立大学法人ガバナンス・コード適合状況を適切に示しており、国立大学法人ガバナンス・コードに沿った運営がされている。本報告書の内容について、2024年10月24日の経営協議会において審議し、了承している。 【確認過程における委員からの主な意見等（○）及び大学の回答・対応状況（●）】 <基本原則1，原則1－1、原則2－1－1> ○将来ビジョンについて、いつを目途に策定しようとしているのか等、取組み姿勢を明確に記述した方がよい。 ●具体的なビジョン策定の目途を追記した。 <補充原則3－4－2②> ○監査体制の充実について記載すべきである。 ●これまで非常勤監事2名であったところ、2024年9月から常勤監事1名、非常勤監事1名の体制としたことを記載した。
監事による確認		【総評】 本報告書は、本学の国立大学法人ガバナンス・コード適合状況を適切に示しており、国立大学法人ガバナンス・コードに沿った運営がされている。本報告書の内容について、2024年10月24日の経営協議会において確認し、了承している。 【確認過程における監事からの主な意見等（○）及び大学の回答・対応状況（●）】 <基本原則1，原則1－1、原則2－1－1> ○将来ビジョン策定のタイムラインを明確に示すべきである。 ●具体的なビジョン策定の目途を追記した。 <原則2－4－2> ○多様性確保の証左として、女性管理職割合等の数値を具体的に示すべきではないか。 ●具体的な数値を追記した。 <原則3－1－1> ○運営方法の工夫としてあげられている「協議事項」として具体的にどのような内容が議論されたのか示すと良い。 ●具体的な協議事項の内容を追記した。

その他の方法による確認		特にありません。
-------------	--	----------

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		該当なし。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1－1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		大学のミッションに基づき、第 4 期中期目標・計画を策定し、大学ホームページにおいて公表している。 さらに、学長のリーダーシップを発揮する観点から、各年度の取り組むべき事項を事業計画として策定し、学内に周知している。 中期計画や各事業計画には、それぞれ担当副学長を指名し、実現に向けた取組や2023年4月に制定した内部質保証規則に基づき設置した評価ワーキンググループ（構成員は理事・副学長、大学運営局長、企画課長、教育支援課長。学長及び各担当副学長も必要に応じ参加。）において計画の進捗管理や自己点検・評価を毎年度行っている。本学のミッションを踏まえたビジョンについては、将来ビジョン検討会議を立ち上げ、検討を開始した。2024年度末を目途にビジョンを策定予定。 様々なステークホルダーの意見を大学経営に反映させるため、経営協議会メンバーには、他大学の大学経営者、民間企業経営経験者、行政経験者、本学修了者などが参画している。
補充原則 1－2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		法令に定められた大学評価（国立大学法人評価・機関別認証評価等）については、大学ウェブサイトで公表している。また、改善事項があれば、同様に対応状況を公表している。 今後は、説明責任の観点から、大学の独自に定める目標・戦略についても積極的な公表・情報開示していくとともに、その進捗状況の管理を予定している。 ■政策研究大学院大学 評価に関する情報 https://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijouhou_1/
補充原則 1－3 ⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		経営の重要事項を審議する経営協議会、教育研究に関する重要事項を審議する研究教育評議会の役割などを学則等に定めている。
補充原則 1－3 ⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		教育研究の一層の向上と組織の活性化を目指し、教職員等に係る総合的な人事基本方針として、国立大学法人政策研究大学院大学における人事基本方針を策定し、以下のとおり公表している。 《基本目標》 ・ 本学のミッションの達成に向けた経営方針を踏まえ、中・長期的財務状況に留意しつつ人事計画を策定する。 ・ 性別、国籍、年齢、宗教、障がい等を問わず、多様な人材を活用する。 ・ それぞれがその力を最大限発揮できるよう、多様性を重視し、公平にすべての人を包摂する。お互いを尊重しあい、あらゆるハラスメントを根絶する。 ・ 教職員一人ひとりが、働き甲斐を感じられる豊かな職業人生を実現できるよう、就労をめぐる制度や環境について不断の見直しを行う。 経営及び教学運営に係る会議の状況や、人事基本方針全文は以下のウェブページで公表している。 https://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijouhou_3/

補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		収支の見通しを含めた中期財務計画を策定している。
補充原則 1－3⑥（4）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		コストの見える化として法人の活動状況や資金使用状況の公表に加え、2019年度からは財務報告書を作成し、大学経営や教学運営に関する財務情報をウェブサイトで公表している。教育研究の成果についてはウェブサイトだけではなくSNSも活用した積極的な発信を行っている。今後、この取組を充実していく。 ■政策研究大学院大学財務諸表、決算報告書、事業報告書 https://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijouhou_1/ ■政策研究大学院大学2022年度財務報告書（2023年度報告書は作成中） https://www.grips.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2023/09/gripsfinancialreport2022.pdf ■政策研究大学院大学 Facebook https://www.facebook.com/grips.tokyo/ ■政策研究大学院大学 YouTube https://www.youtube.com/channel/UCGDxP4tdVHfHj8vtLM3rV9g ■政策研究大学院大学 X https://x.com/grips_info
補充原則 1－4② 法人経営を担いえる人材を計画的に育成するための方針		副学長、センター長補佐等に若手教員も登用するなど、経営を担いえる人材の育成に努めており、例えば、海外大学の経営手法を視察させるなど経営感覚を身に付けさせるなどしている。 人材育成方針については、人事基本方針の中で策定しており、以下のウェブページで公表している。 https://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijouhou_3/
原則 2－1－3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		担当・権限を明確にしたうえで、理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材を適材適所に学内外から選任・配置しており、中期計画や各事業計画には、それぞれ担当副学長を指名するなど、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備している。また、その選任・配置にあたっては、将来を担う若手教員も副学長に登用している。 各補佐人材の責任・権限等は、 ○理事：学長を補佐して本学の業務を掌理する。 ○副学長：本学の研究教育に関し、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 ○学長特命補佐：学長が指定する特命事項に係る業務を行い、学長を補佐する。 としている。

補充原則 2 - 2 - 1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		該当なし
原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録		役員会は法定事項を適時迅速に審議しており、その議事要旨を公表している。 ■政策研究大学院大学 役員会に関する状況 https://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijouhou_3/
原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		日本と世界の現実に即応した政策研究を促進するとともに、国内外のミッドキャリアの行政官等を主な対象として高度な政策研究に関する大学院教育を実施している本学の特徴に鑑み、多様性を確保するため、本学では女性の副学長や管理職への積極的登用、外国人研究者を管理職に登用するなど、性別や国際性の観点でのダイバーシティが確保されている。 また、上記の目的の観点から多様性を確保するために外部人材を求めており、本学教員には政府機関、国際機関、民間企業出身者、他の教育研究機関出身者等を採用し、法人経営にその経験と知見を活用している。 女性役員割合：50% 女性管理職割合（教員）：26% 女性管理職割合（職員）：45% 外国人管理職割合（教員のみ）：10% 研究教育評議会の女性委員割合：37.5% 研究教育評議会の外国人委員割合：18.8% （2024年10月1日現在）
補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		政策研究に特化した大学であるという本学の特性を踏まえた審議をしていただけるよう、産業界及び政府機関等で活躍している各界の有識者に学外委員として参画していただくこととしている。また、ジェンダーバランスも考慮しており学外委員9名中4名が女性となっている。本学の構想や課題について広く協議いただくための「協議事項」を設定するなど、運営方法を工夫している。経営協議会は年5回程度開催している。
補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、「求められる学長像」及び「政策研究大学院大学学長選考の基準について」を定め、学長候補者の選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由をウェブサイトにて公表している。なお、意向投票は実施していない。 ■これまでの学長候補者の選考等について https://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijouhou_3/

補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		これまでの学長候補者の選考に際して、学長任期について議論を行い、学長が安定的にリーダーシップを発揮できるような任期として、任期4年、再任1回、再任時の任期は2年とした。今後も、必要に応じて、引き続き適切な任期、再任可否、上限設定等について検討を行う。 ■政策研究大学院大学長の任期に関する規則 https://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijouhou_3/
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		「学長解任の申出に関する規程」により手続きを定めている。
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		学長選考・監察会議は、毎年度学長を会議に招聘し、その年度の実績について説明を求め、業務執行状況を確認、評価を行い、その結果を、今後の法人経営に向けた助言等と合わせて本人への伝達及びウェブサイトでの公表を行っている。
原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		学外の多様な意見を会議運営に反映させるため、経営協議会における投票により、学外委員から5名を選任している。 学内の多様な意見を会議運営に反映させるため、研究教育評議会における投票により5名を選任している。 選出方針については、各会議にて予め議論を行っている。
原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		これまでのところ、学長選考・監察会議において、大学総括理事を置くという判断はなされていない。
基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		各種法令に基づく情報公開を実施しており、教育研究活動のウェブサイト等における情報発信を行うとともに、2019年度より財務報告書を作成し、大学経営や教学運営に関する財務情報を公表している。統合報告書の在り方については議論を進めつつ、多くのステークホルダーに本学の活動状況についての理解を深めていただくべく、大学ウェブサイトや公式SNSでの発信内容を充実させている。 また、本学の業務方法書に内部統制に関する基本事項を定め、公表するとともに、教職員の適正な職務の実施と社会的倫理の維持を確かなものとするため、「内部統制規則」等の各種規程等を定めている。それらについては、内部監査の実施、内部通報窓口や学外通報窓口の設置、各種研修などを通じて、その実効性を高めている。 また、内部監査結果、通報状況などは役員にも報告、共有し、必要に応じてその運用体制を見直すこととしている。 ■政策研究大学院大学2022年度財務報告書（2023年度報告書は作成中） https://www.grips.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2023/09/gripsfinancialreport2022.pdf ■政策研究大学院大学業務方法書 https://www.grips.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2014/04/gyoumuhouhousho.pdf

原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		各種法令に基づく情報公開を実施しており、教育研究活動のウェブサイト等における情報発信を行うとともに、2019年度より財務報告書を作成し、大学経営や教学運営に関する財務情報を公表している。 また、経営協議会の議事要旨や意見・指摘事項に対する対応状況もホームページで公表している。 ■政策研究大学院大学ウェブサイト https://www.grips.ac.jp/jp/ ■政策研究大学院大学2022年度財務報告書（2023年度報告書は作成中） https://www.grips.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2023/09/gripsfinancialreport2022.pdf ■経営協議会議事要旨 https://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/minutes/#keieikyougikaigijiyoushi ■経営協議会における主な意見とその対応状況 https://www.grips.ac.jp/uploads/about/2024/08/keieikyo_iken_fy2023.pdf
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		ウェブサイトでの情報公表を中心としながら、財務情報公表の充実に加え、修了生の活躍を始め、幅広い教育研究活動についてはSNSも活用した積極的な発信や政府機関等への研究成果の情報提供など、ステークホルダーの理解を得る取組を行っている。 ■政策研究大学院大学 Facebook https://www.facebook.com/grips.tokyo/ ■政策研究大学院大学 YouTube https://www.youtube.com/channel/UCGDxP4tdVHfHj8vtLM3rV9g ■政策研究大学院大学 X https://x.com/grips_info
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		本学の教育プログラムが養成しようとする人材、能力と、それを実現するためのカリキュラム等、また、プログラムへの派遣元（＝進路）についてもウェブサイトで公表している。 本学を修了する学生に対し、本学における学修成果に関するアンケート調査を実施しており、「総合的に判断して、あなたはGRIPSで学んだことについて満足していますか？」との設問に対して、「満足している」との回答があった割合は以下のとおり。 2023年9月実施分（国際プログラム対象）：100% 2024年3月実施分（国内プログラム対象）：100% ■政策研究大学院大学アドミSSIONズ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー https://www.grips.ac.jp/jp/education/3policies/ ■政策研究大学院大学カリキュラム https://www.grips.ac.jp/jp/education/bulletin/ ■政策研究大学院大学学生派遣元（＝進路） https://www.grips.ac.jp/jp/education/index/

法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijouhou_1/
-------------------------------------	--	---